

南三陸町指定介護予防支援事業所運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町が設置する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う、介護保険法（平成9年法律123号。以下「法」という。）第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業及び同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下「支援事業」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業所は、指定介護予防支援を利用する居宅要支援者（以下「利用者」という。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮し支援事業を行うものとする。

2 支援事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス、福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 支援事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される指定介護予防サービスが、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正かつ中立に行うものとする。

4 支援事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関、住民の自発的な活動による地域の取組を行う者等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南三陸町地域包括支援センター	南三陸町志津川字沼田14番地3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
管理者	1名	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
担当職員	1名以上（保健師等）	指定介護予防支援の提供を行う。
事務職員	1名以上	指定介護予防支援の提供に必要な事務を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 開所日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。
 - (2) 開所時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (指定介護予防支援の提供方法及びその内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は、事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その他、具体的には「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号）に従って実施する。

(利用料等)

第7条 支援事業を提供した場合の利用料の額は、法第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 提供した指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(事業の通常の実施地域)

第8条 事業の通常の実施地域は、南三陸町全域とする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、提供した支援事業、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに町、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(守秘義務)

第11条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は虐待の発生又は、その再発を防止するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

2 事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に事業が実施できるよう、委託する業務の範囲及び業務量について配慮する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は町と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成29年10月1日から施行する。

この規定は 令和5年12月15日から施行する。